

平成 2 7 年度

定期 監 査 報 告 書

(市立小中学校を除く)

糸 島 市 監 査 委 員

目 次

1	平成27年度定期監査報告書（共通事項）	1
2	定期監査報告書（第1期-1）	3
	建設都市部 都市計画課	3
	都市整備課	4
	建設課	5
	施設管理課	5
3	定期監査報告書（第1期-2）	8
	産業振興部 農業振興課	8
	農林土木課	10
	水産商工課（水産振興係）	11
4	定期監査報告書（第1期-3）	13
	農業委員会事務局	13
5	定期監査報告書（第1期-4）	15
	会計課	15
6	定期監査報告書（第1期-5）	17
	監査事務局	17
7	定期監査報告書（第1期-6）	18
	上下水道部 業務課	18
	水道課	19
	下水道課	19
8	定期監査報告書（第2期-1）	20
	総務部 総務課	20
	人事課	22
	財政課	22
	管財契約課	22
	危機管理課	23
9	定期監査報告書（第2期-2）	26
	企画部 企画秘書課	26
	地域振興課（定住・学研都市係除く）	26
	シティセールス課（広報係）	27
10	定期監査報告書（第2期-3）	29
	人権福祉部 福祉保護課	29
	福祉支援課	30
	子ども課	30
	人権・男女共同参画推進課	31

平成 27 年度 定期監査報告書(共通事項)

第1 監査の概要

(1) 監査の方法

今回の定期監査に当たっては、対象課からあらかじめ次に掲げる調書及び書類のうち、該当するものについて提出を求め、各課が担当する事務事業が、当初の目的に沿って適正に運営されているかどうか重点をおき、所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じ意見聴取を行った。

なお、本年度は9部局 25 課を対象に実施した。

(2) 提出調書及び書類

業務分担表

契約（需用費）の執行状況

契約（委託料）の執行状況

契約（使用料及び賃借料）の執行状況

契約（工事請負費）の執行状況

負担金、補助及び交付金の交付状況

備品の購入状況

減免に関する状況

日額適用臨時職員（パート以外）の賃金支出状況

前回定期監査における指摘事項の対応状況

平成 27 年度歳入・歳出予算執行状況

申請書、決定書及び契約書

指定管理者との基本協定書及び年度協定書

0 出張命令簿

私有車両公用使用承認簿及び私有車両公用使用簿

公印使用簿

要綱、内規

郵便切手等受払簿

その他監査委員が指示する書類

[建設都市部] ・交通バリアフリー基本構想（都市計画課）

・公園内での事故に伴う医療費等の概算払いに関する決定書

（施設管理課）

[産業振興部] ・農力を育む基本計画に掲げる目標値の進捗状況（平成 26 年度）

（農業振興課）

第2 監査実施期間及び監査の対象

【第1期】平成27年10月5日から11月2日まで

- ・建設都市部
- ・産業振興部
- ・農業委員会事務局
- ・会計課
- ・監査事務局
- ・上下水道部

【第2期】平成27年12月22日から平成28年1月28日まで

- ・総務部
- ・企画部
- ・人権福祉部

第3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、監査の全般にわたり、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

1 契約書に定めるべき規定について

各課等で作成され、締結されている契約書について、糸島市契約事務規則第21条第2項各号に規定される、契約書に定めるべき事項のうち、契約保証金に関する事項(免除とする場合の根拠を含む)、支払遅延利息に関する事項及び暴力団の排除に関する事項が欠落している事例が多数見受けられた。

また、長期継続契約の場合では、管財契約課が示している例示契約書のうち「長期継続契約である旨の明示規定」、「条件付解除(予算の減額又は削除に伴う解除等)規定」が欠落している事例も見受けられた。

契約書に定めるべき規定については、各課等でのチェック体制を強化し、漏洩・錯誤等が生じないよう適正な契約事務を行っていただきたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 1）

第 1 監査の対象

建設都市部（都市計画課 都市整備課 建設課 施設管理課）

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(8 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

都市計画課	平成 27 年 10 月 5 日
都市整備課	平成 27 年 10 月 7 日
建設課	平成 27 年 10 月 9 日
施設管理課	平成 27 年 10 月 14 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

1 公印使用簿について

建設都市部で使用している公印使用簿について、改正前の糸島市公印規則の旧様式が使用されていた。

例規の改正状況等に注意を払い、適正な事務処理を行っていただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 都市計画課

交通バリアフリー基本構想について

交通バリアフリー基本構想の一部を変更するにあたり、交通バリアフリー基本構想策定委員会を設置せずに、関係者等からのヒアリングを行うことで策定にあたられていた。

糸島市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置規程第 2 条第 1 号の規定では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 21 号に規

定する重点整備地区の位置及び区域に関すること。」が同委員会の所掌事務と定められており、今回の一部変更には、重点整備地区の位置及び区域に関することも含んでいたことから、本来は同委員会を設置し、策定にあたるべきではなかったかと思われる。

今後、交通バリアフリー基本構想の見直し等が必要となった場合は、十分に検討していただきたい。

開発保証金の返還事務について

前回（平成 25 年度）定期監査において指摘していた開発保証金の返還事務について、「返還先不明分の 6 件については、返還先調査を行うとともに、時効取得も念頭において、事務処理を進めていく。」との改善策報告があっていたが、現在も検討中とのことであった。

前回の定期監査の講評からは、約 1 年半超経過しているため、現在検討されている内容について、可能な限り早く結論を出され、その後の事務処理を行っていただきたい。

(2) 都市整備課

公印使用について

福岡県組合施行区画整理補助金変更申請のために、保管者が建設都市部長である「建設都市部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

契約保証金に関する規定について

契約保証金に関する規定を定めていない協定書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、納付又は免除のいずれにおいても契約書等に規定すべきである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

国庫補助金の調定について

国庫補助金である社会資本整備総合交付金の交付決定通知書を受領していたが、財務会計システム上の調定処理が行われていなかった。

補助金等の調定の時期は「交付決定があったとき」と解されているため、交付決定日が調定日であると思われる。

調定期間については、遅滞の無いよう、適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 建設課

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

契約相手方が公共的団体であり、規定を省略した旨の回答があったが、支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 施設管理課

糸島市ホームページの更新について

糸島市ホームページに更新されていない記事が掲載されていた。

ホームページに掲載する記事については、定期的に確認を行い、適正な更新等を行っていただきたい。

任命（任免）に係る事務手続について

(7) 市営住宅監理員の任命手続について

市営住宅監理員に施設管理課長が任命されているとのことであったが、任命に係る事務手続（任命行為）が書面又は口頭で行われておらず不明瞭であった。

糸島市営住宅条例第 67 条第 2 項では「市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。」と規定しており、何らかの任命行為が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 分任出納員又は現金取扱員の任免手続について

公営住宅の家賃等を取り扱う職員について、分任出納員又は現金取扱員の任免に係る事務手続（任免行為）が書面又は口頭で行われておらず不明瞭であった。

糸島市会計事務規則第 3 条第 3 項では「分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員は、別に辞令を発する者のほか、必要に応じ出納員により内申があった者をもって任免されたものとする。」と規定しており、出納員からの内申行為が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

契約書に定めるべき規定について

(7) 長期継続契約書の規定について

長期継続契約書について、「長期継続契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」を定めていない契約書があっ

た。

管財契約課が示している例示契約書の規定を確認し、適正な事務処理を行っていただきたい。

(f) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(g) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

また、同じ契約の相手方との賃貸借契約において、支払遅延利息の率が相違する等の不整合が生じていたが、率の相違に対し、明確な根拠が示されなかった。

適正な事務処理を行うとともに、規定内容の十分な理解に努められたい。

(I) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成 26 年 4 月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

公園利用許可申請書について

公園利用者から提出される公園利用許可申請書について、改正前の糸島市公園条例施行規則の旧様式が使用されていた。

改正後の新様式では、暴力団関係ではないことを警察に照会する旨の注意書きが追加されており、早期に周知徹底が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

糸島市駅前広場について

前回（平成 25 年度）定期監査において指摘していた糸島市駅前広場の統一した管理に係る例規整備等について、現在もまだ、条例による管理の駅前広場と、JR との協定による管理の駅前広場が存在していた。

施設管理課は「市が管理する駅前広場は、公の施設である。」との認識を持ちながら、「早急に、条例を改正しなくても、管理上支障がない。」との見解を示され、現在、工事着手予定の駅前広場が完成した後に例規改正を行うとのことであった。

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項では「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しており、管理上の支障の有無にかかわらず、条例による設置が必要である。

前回の定期監査の講評からは、約 1 年半超経過しており、公の施設に関する例規上の整備については、早期に適正な改善を図られたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 2）

第 1 監査の対象

産業振興部（農業振興課 農林土木課 水産商工課（水産振興係））

第 2 監査の範囲

平成 27 年度（8 月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

農業振興課	平成 27 年 10 月 16 日
農林土木課	平成 27 年 10 月 19 日
水産商工課	平成 27 年 10 月 21 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

1 公印使用簿について

国・県交付金（補助金）に係る交付申請・概算請求・実績報告等の書類に、保管者が産業振興部長である「産業振興部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切である。適正な事務処理を行っていただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 農業振興課

契約書に定めるべき規定について

(7) 長期継続契約書の規定について

長期継続契約書について、「長期継続契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」を定めていない契約書があった。

管財契約課が示している例示契約書の規定を確認し、適正な事務処理を行

っていただきたい。

(4) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(7) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成 26 年 4 月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

暴力団等排除要件の審査について

糸島市新たな担い手就農支援事業補助金交付規程及び糸島市新規就農定着支援事業補助金交付規程に暴力団等の排除に関する規定を定め、補助対象者の要件としているが、交付申請者に係る同要件に関する糸島警察署への照会が行われていなかった。

交付申請者は個人であり、糸島市暴力団排除事務処理マニュアルに規定される排除要件の照会から除外する団体等には該当しておらず、糸島市長が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書第 4 条の規定に基づく糸島警察署への照会が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

申請書等の受付事務について

農業公園の利用許可申請書及び減免申請書に受付印の押印がなかった。

糸島市文書規程では、受付印を押印したものを収受文書と定義しており、公文書として取り扱う書類全てに受付印の押印が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

県補助金の調定について

県補助金である福岡県農業振興対策事業費補助金の交付決定通知書を受領し

ていたが、財務会計システム上の調定処理が行われていなかった。

補助金等の調定の時期は「交付決定があったとき」と解されているため、交付決定日が調定日であると思われる。

調定期期については、遅滞の無いよう、適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 農林土木課

契約書に定めるべき規定について

(7) 長期継続契約書の規定について

長期継続契約書について、「長期継続契約である旨の明示規定」を定めていない契約書があった。

管財契約課が示している例示契約書の規定を確認し、適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(7) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成 26 年 4 月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

補助金等交付申請書について

(7) 補助金等交付申請書の記載内容について

二丈土地改良区運営補助金交付申請書の「補助金等の額の算出の基礎」欄が記入されておらず、補助金額の算出基礎が不明確であった。

団体運営経費の何に充てるためのものであるか等、その算出基礎は明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 補助金等交付申請書の様式について

糸島市補助金等交付規則を根拠とする補助金等交付申請書の様式について、改正前の糸島市補助金等交付規則の旧様式を使用されていた。

改正後の新様式では、暴力団関係ではないことを警察に照会する旨の注意書きが追加されており、早期に周知徹底が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

法定外公共物占用許可申請書の様式について

占用許可申請者から提出される法定外公共物占用許可申請書について、改正前の糸島市法定外公共物管理条例施行規則の旧様式を使用されてあった。

改正後の新様式では、暴力団関係ではないことを警察に照会する旨の注意書きが追加されており、早期に周知徹底が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

歳入の調定期期について

平成26年度決算において収入未済となっていた農業用施設占用料及び農業用施設使用料（過年度分）について、定期監査（第1期）の基準日である8月31日までに、平成27年度の財務会計システム上の調定処理が行われていなかった。

前年度決算における収入未済の調定期期は、過年度分であれば4月1日、現年度であれば出納整理期間後の6月1日である。

収入未済に係る調定漏れは、当年度決算値に影響を及ぼすため、調定期期を厳守されるよう努められたい。

(3) 水産商工課（水産振興係）

漁港施設の維持運営計画について

漁港施設等に係る維持運営計画が策定されていなかった。

糸島市漁港管理条例第3条では「市長は、市の管理する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。」と規定しており、毎年度の策定が義務付けられている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

補助金交付申請書の記載内容について

漁業近代化資金利子補給交付申請書に、その交付申請根拠として、糸島市漁業近代化資金利子補給規程第7条と記載されていたが、同規程第6条の誤りであった。

申請者に対する周知及び受付時の確認事務の強化に努められたい。

漁港施設等の占用許可について

糸島市漁港管理条例の適用除外となる漁港関連用地の占用許可を、糸島市漁港管理条例の規定に基づく手続により、永年許可の決定を行われていた。

糸島市漁港管理条例第3条の規定により、市が管理する施設を「甲種漁港施設」と定義しており、同条例第9条では「甲種漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」と規定していることから、甲種漁港施設以外の漁港関連施設又は用地等の占用許可を決定する根拠とはならない。

また、永年の許可決定を行う根拠も不明である。

なお、漁港漁場整備法第39条では「漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。」と規定されており、今回の漁港管理者の許可は、法に基づく手続による許可決定が適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

歳入の調定時期について

平成26年度決算において収入未済となっていた漁港施設使用料（過年度分）について、定期監査（第1期）の基準日である8月31日までに、平成27年度の財務会計システム上の調定処理が行われていなかった。

前年度決算における収入未済の調定時期は、過年度分であれば4月1日である。

収入未済に係る調定漏れは、当年度決算値に影響を及ぼすため、調定時期を厳守されるよう努められたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 3）

第 1 監査の対象

農業委員会事務局

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(8 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

平成 27 年 10 月 23 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

事務委任又は補助執行について

農業委員会事務局の事務について、市長事務局の事業である耕作放棄地再生利用事業に係る事務が行われていたが、地方自治法第 180 条の 2 の規定による事務委任又は補助執行のいずれであるかが明確ではなかった。

地方自治法第 180 条の 2 では「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。」と規定しており、事務委任又は補助執行のいずれに該当し事務を行うかを明確にしておく必要がある。

再度、法令・例規等を確認され、適正な事務執行となるよう検討いただきたい。

糸島市ホームページの更新について

糸島市ホームページに更新されていない記事が掲載されていた。

ホームページに掲載する記事については、定期的に確認を行い、適正な更新等を行っていただきたい。

契約書に定めるべき規定について

(7) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成 26 年 4 月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

暴力団等排除要件の審査について

耕作放棄地再生利用モデル事業補助金の交付決定の審査において、暴力団等排除に関する糸島警察署への照会が行われていなかった。

糸島市耕作放棄地再生利用事業補助金交付規程には、暴力団等の排除に関する規定が定められていないが、交付申請者は個人であり、糸島市暴力団排除事務処理マニュアルに規定される排除要件の照会から除外する団体等には該当しおらず、糸島市長が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書第 4 条の規定に基づく糸島警察署への照会が必要であると思われる。

補助金の交付決定に係る審査要件について検討いただきたい。

公印使用について

耕作放棄地再生利用モデル事業補助金の交付決定書等に、保管者が産業振興部長である「産業振興部事務用」の糸島市長印を使用されていたが、公印使用簿への記載及び保管者等の承認手続が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 4）

第 1 監査の対象

会計課

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(8 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

平成 27 年 10 月 27 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

出納員への事務委任手続について

糸島市会計事務規則第 3 条第 2 項の規定により出納員と命じられた各課の長に対して、同規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定による事務の委任手続が行われていなかった。

同規則第 4 条第 1 項では「会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に、それぞれ当該各号に掲げる事務を委任することができる。」と定め、同項第 2 号に、会計課長を除く各課の長に委任する事務として「その所管に属する現金及び物品の収納並びに保管」と規定していることから、出納員である各課の長に対する、事務委任の手続が必要であると思われる。

事務の委任に関する手続等の方法については、特段の定めがないため、検討いただき、適正な事務処理を行っていただきたい。

公印使用簿について

会計課で使用している公印使用簿については、改正前の糸島市公印規則の旧様式であった。

例規の改正状況等に注意を払い、適正な事務処理を行っていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 5）

第 1 監査の対象

監査事務局

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(8 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、
予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

平成 27 年 10 月 27 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 1 期 - 6）

第 1 監査の対象

上下水道部（業務課 水道課 下水道課）

第 2 監査の範囲

平成 27 年度（8 月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

業務課	平成 27 年 10 月 28 日、11 月 2 日
水道課	平成 27 年 10 月 28 日
下水道課	平成 27 年 11 月 2 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

1 公印使用簿について

上下水道部で使用している公印使用簿については、改正前の糸島市公印規則の旧様式であった。

例規の改正状況等に注意を払い、適正な事務処理を行っていただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 業務課

契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、

契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 水道課

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 下水道課

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない協定書があった。

協定書であり、契約相手方からの特段の申出等が無かったことから、規定を省略したとのことであったが、支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、契約書であれば全ての契約に定められている。このことから、協定書についても、支払遅延利息に関する規定を定めることについて検討いただきたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 2 期- 1）

第 1 監査の対象

総務部（総務課 人事課 財政課 管財契約課 危機管理課）

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(10 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

総務課	平成 27 年 12 月 22 日
人事課	平成 28 年 1 月 6 日
財政課	平成 27 年 12 月 24 日
管財契約課	平成 28 年 1 月 13 日
危機管理課	平成 28 年 1 月 8 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 各課に関する事項

(1) 総務課

公印の保管等に関する点検、指導等について

糸島市公印規則第 4 条では、「総務部総務課長は、毎年定期又は臨時に点検を行うとともに、常に適正な保管が行われるよう努めなければならない。」と規定されているが、各課等に対する定期又は臨時の点検が行われていなかった。

各課等で保管、使用している公印については、使用する公印の用途を誤認しているもの、使用するとき義務付けている公印使用簿への記載を行っていないもの、公印使用簿が同規則改正前の旧様式を使用しているもの等が見受けられ、公印の保管及び取扱いが、厳正かつ確実に行われているとは言い難い状況である。

定期又は臨時の点検の実施及び厳正な保管等の指導について検討いただき、全庁統一的に適正な事務処理となるよう努めていただきたい。

文書管理に関する点検、指導等について

庁内文書に関することを所掌する総務課は、文書管理システムの所管課であり、総務課長は、糸島市文書規程第6条第1項に規定される文書主管課長である。

同規程第6条第2項では、「文書主管課長は、各課の文書事務の処理について常に調査を行い、その指導に当たるとともに必要と認めるときは、適当な措置を命じることができる。」と定められているが、各課の文書事務の処理に係る状況としては、同規程第27条による「決定年月日」及び同規程第40条による「完結年月日」の文書管理システムへの登録が行われていない事例が多数見受けられた。

各課等の文書事務の処理に係る点検、指導等について検討いただき、全庁統一的に適正な事務処理となるよう努めていただきたい。

契約書に定めるべき規定について

(7) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第167条の16では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(9) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成26年4月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 人事課

公印使用簿の記載について

各種委員等の委嘱状に使用する公印について、保管者が総務課長である「表彰、辞令、その他」の糸島市長印を使用しているにもかかわらず、保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印の公印使用簿へ記載しているものがあつた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があつた。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 財政課

債務負担行為の要否について

財政課は、予算の編成及び執行に関することを所掌しており、予算編成等の総括的な立場であるが、地方自治法第 214 条に規定される、債務負担行為として予算に定めるべきと思われるものが、定められていない事例があつた。

地方自治法第 214 条では、「普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」と規定しており、将来の複数年度に渡る債務を約束する行為（契約、協定、交付決定等）を行う場合、債務負担行為として予算の裏付けが必要である。

債務負担行為の要否について検討いただくとともに、各課等への助言、指導等を行っていただき、全庁統一的に適正な事務処理となるよう努めていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があつた。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 管財契約課

契約書に定めるべき規定の指導、徹底等について

管財契約課は、市が行う工事、製造等の請負契約に関することを所掌しており、各課等で作成している契約書等の締結に係る決定については、管財契約課の合議を行うこととなっているが、各課作成により締結された契約書に、定め

るべき規定が欠落しているものが散見された。

糸島市契約事務規則第 21 条第 2 項では、「契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか次に掲げる事項を記載しなければならない。」とし、同条同項第 1 号から第 9 号まで、契約書に定めるべき事項を規定しているが、契約保証金に関する事項（免除とする場合の根拠を含む）、支払遅延利息に関する事項及び暴力団の排除に関する事項が欠落していた。

また、長期継続契約の場合では、管財契約課が示している例示契約書のうち「長期継続契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」が欠落している契約書があった。

契約書に定めるべき規定について、各課等への助言、指導等を検討いただき、全庁統一的に適正な事務処理となるよう努めていただきたい。

長期継続契約書の規定について

土地の賃貸借に係る長期継続契約書において、「長期継続契約である旨の明示規定」を定めていない契約書があった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

行政財産使用料の減免について

(7) 公益の定義及び減免率の適用基準の明確化について

糸島市行政財産の使用に関する条例第 7 条第 4 号では、「前 3 号に定めるもののほか、公益上市長が必要と認めるとき。」と規定されており、同号を根拠とした減免が行われていたが、「公益」の定義が明確ではなかった。

また、同条例施行規則第 4 条の表中、「公益上市長が必要と認めるとき。」の減免額の区分は「減免」と規定されているが、実際には「全額免除」「半額免除」に区分されており、全額又は半額の適用基準も明確ではなかった。

公益の定義及び減免率の適用基準の明確化について検討いただきたい。

(4) 減免申請書の申請者押印の要否について

行政財産使用料の減免申請書について、申請者の押印があるものと、押印がないものがあった。

糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則に規定される様式では、申請者名の記載欄に「印」との記載がなく、押印省略と解される。

減免申請書を受領した際には適正な書類確認を行うとともに、申請者押印の要否について検討いただきたい。

(5) 危機管理課

支出を伴わない旅行命令簿について

旅行経費の支出を伴わない旅行命令（0 出張命令）簿について、旅行命令権

者が、危機管理課長ではなく、他の課の課長となっているものがあった。

旅行命令が必要であった業務が、他課の業務であったとのことであるが、糸島市職員等の旅費に関する条例及び糸島市職務執行基本規則の規定から、旅行命令権者は、旅行命令を受ける職員が所属する課等の長である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

公印使用簿の記載について

保管者が総務課長である、用途が「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印の公印使用簿に、「青パト委嘱状」との記載があったが、公印を使用したものは、委嘱状ではなく、身分証であり、公印使用簿への件名の記載が誤っていた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

契約書に定めるべき規定について

(7) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書があった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合には、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

平成 26 年 4 月の管財契約課長通知により、契約書の契約解除条項に、暴力団等を排除するための規定を追加することとなっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

補助金等交付申請書について

(7) 補助金交付申請書の様式について

糸島市補助金等交付規則を根拠とする補助金等交付申請書の様式について、改正前の糸島市補助金等交付規則の旧様式を使用されていた。

改正後の新様式では、暴力団関係ではないことを警察に照会する旨の注意書きが追加されており、早期に周知徹底が必要であると思われる。

また、新旧様式とは全く相違する様式で申請が行われているものがあつた。適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 補助金等交付申請書の記載内容について

糸島市補助金等交付規則を根拠とする補助金等交付申請書の様式中、「補助金等の額の算出の基礎」欄が記入されておらず、補助金額の算出基礎が不明確であつた。

団体等の運営経費に対する補助金とのことであつたが、その算出基礎は明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成27年度 定期監査報告書（第2期-2）

第1 監査の対象

企画部（企画秘書課 地域振興課（定住・学研都市係除く）
シティセールス課（広報係））

第2 監査の範囲

平成27年度(10月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、
予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

企画秘書課	平成28年1月14日
地域振興課	平成28年1月18日
シティセールス課	平成28年1月14日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 各課に関する事項

(1) 企画秘書課

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 地域振興課（定住・学研都市係除く）

公印使用について

生活交通確保対策費補助金交付申請書のために、保管者が企画部長である「企画部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

支出を伴わない旅行命令簿について

旅行経費の支出を伴わない旅行命令（0出張命令）簿について、旅行者本人の押印、課長補佐以上の押印、旅行命令権者の決定印がないものがあった。

また、旅行命令権者の決定印がないものについては、多数見受けられた。

職員の旅行については、糸島市職員等の旅費に関する条例第4条の規定において、任命権者若しくはその委任を受けた旅行命令権者の旅行命令によって行うことを義務付けており、また、同条第4項では、「旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するときは、旅行命令簿等に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。」と規定されている。

旅行中の公務災害等も想定されるため、旅行命令簿による旅行命令の決定については、適正かつ確実に行っていただきたい。

歳入の調定期期について

渡船事業特別会計の歳入について、前年度の決算において、収入未済額として計上されていなかった過年度分の歳入を調定及び収納していた。

関係する他団体の事務の遅延により、歳入額の確定時期から収入時期までに、約1年間を要するためとのことであったが、歳入の調定の時期は、歳入の額の確定時であり、会計年度内の収入の有無にかかわらず、調定処理を行う必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

減免の可否決定について

糸島市 NPO・ボランティアセンターの駐車場使用料の減免について、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号の規定により、減免の可否決定を課長の専決で行われていた。

同条例第7条第4号では、「前3号に定めるもののほか、公益上市長が必要と認めるとき。」と規定されており、市長の特認事項であるため、市長決定が適正であると思われる。

軽微な定例的な事案であるとのことであったが、市長特認事項については、市長決定又は、課長専決とする旨の市長決定もしくは、市長特認事項に係る内規・要綱等を作成し市長決定を受けておく等の事務手続が必要であると思われる。

検討いただきたい。

(3) シティセールス課（広報係）

契約書の規定内容について

業務委託契約書の業務仕様書に規定された内容について、不要と思われる記

載があった。

本業務委託契約は、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施されていたが、各業者からの提案のために作成していた業務仕様書を、契約書の業務仕様書にそのまま引用されていたためである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成 27 年度 定期監査報告書（第 2 期 - 3）

第 1 監査の対象

人権福祉部（福祉保護課 福祉支援課 子ども課 人権・男女共同参画推進課）

第 2 監査の範囲

平成 27 年度(10 月末現在)における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、
予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

福祉保護課	平成 28 年 1 月 20 日
福祉支援課	平成 28 年 1 月 28 日
子ども課	平成 28 年 1 月 26 日
人権・男女共同参画推進課	平成 28 年 1 月 22 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 各課に関する事項

(1) 福祉保護課

公印使用簿の記載について

生活保護受給証に使用する公印について、保管者が福祉事務所長である、用途が「福祉事務所事務用、印刷用」の福祉事務所長印を使用しているにもかかわらず、保管者が人権福祉部長である、用途が「人権福祉部事務用」の糸島市長印の公印使用簿へ記載しているものがあった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 福祉支援課

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

補助金交付申請書の様式について

糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程を根拠とする補助金交付申請書の様式について、同規程に定められた様式とは異なる様式により補助金交付申請が行われているものがあった。

申請書受領時の確認等、適正な事務処理を行っていただきたい。

前年度決算における収入未済の調定について

平成 26 年度決算において収入未済となっていた公費医療高額医療費返還金について、決算時の収入未済額のうち、その一部のみを、公費医療返還金（過年度分）として、財務会計システム上の調定処理を行っていた。

また、調定処理の時期は、出納整理期間経過後の 6 月 1 日ではなかった。

歳入の調定の時期は、歳入の額の確定時であり、会計年度内の収入の有無にかかわらず、調定処理を行う必要があり、決算における収納未済については、出納整理期間終了時が額の確定時であるため、6 月 1 日に収入未済全額を調定処理しなければならない。

収入未済に係る調定漏れは、当年度決算値に影響を及ぼすため、調定すべき額及び調定時期を厳守されるよう努められたい。

(3) 子ども課

公印使用について

福岡県保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書のために、保管者が人権福祉部長である「人権福祉部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

災害共済給付事務について

公立保育所で加入している、児童の災害共済給付事務について、平成 27 年 8 月に給付請求を行い、同年 9 月に給付金を受領しているが、保護者等への給付金支払いが 3 か月以上遅延していた。

災害共済給付金の支払であり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が適用されるのではないが、一旦、市が預かる給付金の受領後は、速やかに対象者へ支払いを行う必要がある。

迅速かつ適正な事務処理を行っていただきたい。

歳入の調定期間について

(7) 前年度決算における収入未済の調定期間について

平成 26 年度決算において収入未済となっていた延長保育保護者負担金(現年度分及び過年度分)、公費医療返還金(過年度分)及び子ども手当返還金(過年度分)について、定期監査(第 2 期)の基準日である 10 月 31 日までに、平成 27 年度の財務会計システム上の調定処理が行われていなかった。

前年度決算における収入未済の調定期間は、過年度分であれば 4 月 1 日、現年度分であれば出納整理期間経過後の 6 月 1 日である。

収入未済に係る調定漏れは、当年度決算値に影響を及ぼすため、調定期間を厳守されるよう努められたい。

(1) 督促手数料の調定期間について

保育所負担金督促手数料の財務会計システム上の調定処理について、一会計年度間の総額を、年度末に一括して事後調定を行っていた。

督促手数料の性質上、調定処理が事後となることは不適切とまでは言及しないが、年度末の一括処理は、予算の執行管理及び調定の趣旨から適切ではないと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 人権・男女共同参画推進課

私人への収納事務委託について

糸島市人権センター事務業務委託契約書を締結し、人権センター使用料の収納事務を委託業務としていたが、私人への公金収納事務委託に関する告示が行われていなかった。

公金の取扱いについては、地方自治法第 243 条の規定により、私人への収納等の委託を禁止しており、例外的に、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に該当する場合に限り委託することを認めている。

また、同施行令同条第 2 項の規定では「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と定めており、私人へ公金収納事務を委託した場合は、告示行為が義務付けられている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書があった。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

補助金交付決定等の事務に係る書類管理等について

補助金交付決定後の決定通知書について、申請者本人に送付すべき原本を、通知することなく保管している事例が見受けられた。

また、補助金交付の可否決定に係る決定書の完結日について、日付の記載がないものや、交付決定通知書の送付日と相違するものがあった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

施設使用料の減免に係る減免区分及び減免割合について

糸島市男女共同参画センター及び糸島市人権センターの施設使用料の減免について、両施設の設置条例施行規則の別表第2による減免区分では、「その他市長が特に必要と認めるとき。」と規定されているが、市長特認による減免基準が明確ではなかった。

また、市長特認による減免を適用する場合の減免割合については、「相当額」と規定されているが、相当額の基準（減免率等）も明確ではなかった。

市長特認による施設使用料の減免を適用する場合の基準等の明確化について検討いただきたい。